

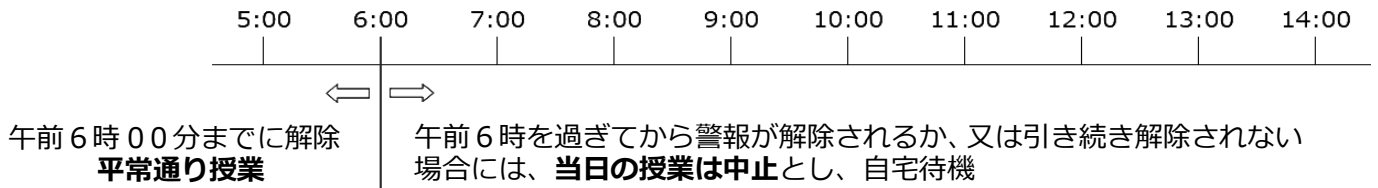
特別警報・暴風警報発令などの緊急時の対応について（お知らせ）

日頃は、竜神中学校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、見出しのことにつきまして、次の通り対応しますのでご連絡いたします。

I 警報時における生徒の登下校について

【気象庁が発令する通報】

1 登校する前に「レベル5 特別警報・暴風警報」が発令されている場合



- ※ 気象情報等により給食を中止する場合があります。その際は『きずなネット』等で連絡します。
- ※ 本校は、「愛知県全域」・「愛知県西部」・「西三河北西部」・「豊田市西部」が該当します。

2 登校後に「レベル5 特別警報・暴風警報」が発令された場合

- ・気象状況等により生徒が安全に帰宅できる場合は授業を中断し、教師が引率するなどして集団下校させます。
- ・気象状況等により通学路の安全確保に問題があると判断した生徒は学校に待機させます。その際、学校から家庭に連絡し、お迎えをお願いすることとなります。

3 「レベル3 警報・レベル4 危険警報」が発令された場合(大雨警報、土砂災害警報、河川氾濫警報など)

- ・原則では授業を行います。校区内の戸外状況を学校で確認して早めに一齐下校したり、臨時休校にしたりする場合があります。その際は『きずなネット』等でお知らせします。
- ・登下校の時間の場合、河川・道路・橋などの状況を把握され、危険な場合は保護者の判断で自宅待機させることができます。その際は、学校にご一報ください。

【豊田市が発令する通報】

4 土砂災害や河川の氾濫に関する気象情報等により市から「警戒レベル3 高齢者等避難」が発令された場合

該当する場合は、上記の1、2に準じて対応します。

高齢者等避難	避難発令の単位	該当する学校
土砂災害 (竜神中学校校区に該当地区はありません)	コミュニティ (中学校区)	関連する小学校を含む 中学校区
河川の氾濫 (逢妻男川が該当します)	竹町・中町・竜神町 竹元町・土橋町	該当町を含む小学校及び 中学校

- ※ 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を待たずに「避難指示」「緊急安全確保」が発令された場合も上記の1、2に準じます。
- ※ 気象庁が発令する「レベル5 特別警報・暴風警報」が解除された後も、市の「警戒レベル3 高齢者等避難」が継続している場合もあるため、適切な情報の把握に努めてください。
- ※ 土砂災害については山之手小学校区は豊南中学校区(コミュニティ)に準じます。山之手小学校区のご家庭は、小学生のお子さんは休校で中学生のお子さんは登校となることもあります。

Ⅱ 大規模地震発生時における対応について

1 学校活動中に市内で震度5弱以上の地震が発生した場合

生徒個人票裏面の「大規模地震の注意情報が出された場合の下校方法について」の記載にしたがい、集団下校または迎えとします。

※ 『きずなネット』等による学校からの連絡がなくても実施します。

2 南海トラフ地震について

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されても、通常通りの教育活動を継続します。

※ 校外活動や部活動は中止になる可能性があるため、詳細は『きずなネット』等で連絡をします。

3 その他の地震発生について

※ 市教委の指示を受け、必要に応じて、『きずなネット』等で連絡をします。

Ⅲ 弾道ミサイル発射に係る授業の取扱い等について

アラートの緊急情報が愛知県に発信された場合は次のように対応します。

1 登校前に発信された場合

ミサイルが領海外に落下	ミサイルが領土・領海に落下
生徒は登校します。	生徒は自宅待機とします。 ※ その後の対応については、学校から生徒・保護者のみなさまへ『きずなネット』や学校ホームページ等で連絡します。

2 学校活動中に発信された場合

生徒は学校活動を中断し、できる限り安全な場所で待機し、次の通り対応します。

ミサイルが領海外に落下	ミサイルが領土・領海に落下
生徒は学校活動を再開します。	生徒は待機を継続し、安全確認ができ次第、学校活動の継続等を行います。 ※ 学校の対応については、保護者のみなさまへ『きずなネット』や学校ホームページ等で連絡します。

※ 弾道ミサイル落下時の行動については、内閣官房ホームページ（国民保護ポータルサイト）に掲載されていますので、ご確認ください。

Ⅳ 不審者の侵入対策について

- ・ 教員で分担して門の様子を見たり、防犯カメラを活用したりすることで、不審者の早期発見に努めます。
- ・ 来校者名簿や来校者カードを活用して、来校者を記録・管理します。
- ・ 不審者用緊急通報装置やさすまたなどを設置し、不審者の侵入に備えます。
- ・ 不審者が侵入した場合、全職員で対応し、生徒の安全を確保します。緊急で下校する場合は『きずなネット』でお知らせします。

Ⅴ 熱中症について

- ・ 愛知県に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、翌日は「臨時休校」とします。
※発表当日の午後2時以降は、通常の活動後、下校の予定です。
- ・ 熱中症特別警戒アラート発表地域内で実施する校外学習等の各種行事は、原則して、中止又は延期となります。
- ・ 熱中症特別警戒アラート発表時は、豊田市からきずなネットで各家庭に連絡が届きます。